

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、市有財産の売却について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和6年11月18日

志布志市長 下平晴行

1 入札に付する物件

物件	土地
所在地	志布志市松山町新橋字猿喰6529番
面積	32,841平方メートル
地目	山林
現況	皆伐後未植栽地
建物の種類	—
建物の構造	—
延べ床面積	—
予定価格	164,000円

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、志布志警察署に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便

宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(4) 市税等を滞納していない者であること。

(5) 素材生産業、木材製造業（木材チップ製造業を含む。以下同じ。）又は木材卸売業を営んでいる者であること。

(6) J-クレジット制度における森林管理プロジェクト実施者であること。

3 入札物件に係る条件等

(1) 売払物件の用途は、J-クレジット制度における森林管理プロジェクトとする。

(2) 買受人は、売買契約締結の日から起算して3年以内に、(1)の用途に供するための事業に着手すること。

(3) 買受人は、売買契約締結の日から起算して10年間（以下「指定期間」という）においては本件売買契約に基づく権利、義務を第三者に譲渡し、又は貸し付けることができないものとする。

また、買受人は、指定期間満了後において売買物件を第三者に所有権移転し、又は貸し付ける場合には、(1)に定める条件を当該第三者に対し書面により承継させること。

(4) 本件売買契約において、契約を解除し、売買物件を買い戻すことができる買戻権を設定する。買戻しの期間は指定期間と同期間とし、所有権移転登記と同時に、買戻権（買戻特約）を登記する。なお、登記に要する費用は買受人の負担とする。

また、市が買戻しを行った場合は、買受人は自己の負担において、売買物件を引渡し前の原状に復して返還するものとする。

(5) 買受人が売買契約に定める義務を履行しないときは、市は相当の期間を定めて催告の上、契約を解除することができるものとする。

4 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和6年12月5日（木）午後2時

(2) 場所 志布志市役所 有明庁舎 別館2階C会議室
志布志市有明町野井倉1756番地

5 入札の方法等

- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）による。
- (2) 入札に参加しようとする者は、令和6年12月3日（火）午後5時15分までに、次の部署に入札参加申込みをしなければならない。
なお、送付の方法により入札参加申込みをする場合は、令和6年12月3日（火）までに必着のこと。

志布志市役所耕地林務水産課林務水産グループ

志布志市有明町野井倉1756番地 郵便番号 899-7492

6 実施要領の掲載期間及び掲載場所

- (1) 掲載期間 令和6年11月18日（月）から同年12月3日（火）まで
- (2) 掲載場所 志布志市ホームページ

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札当日の入札執行前に、入札しようとする金額の100分の10以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者の場合は契約保証金に充当する。

8 入札の無効

次の(1)から(11)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加申込みをしていない者の入札
- (3) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (7) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額の過少の場合の入札
- (9) 予定価格（最低売却価格）に達していない入札
- (10) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定

有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、5の(2)の部署に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 契約保証金

契約の相手方は、契約担当者が指定した日時までに、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金は、その全額を売買代金に充当する。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部署の名称並びに問合せ先

志布志市役所耕地林務水産課林務水産グループ

志布志市有明町野井倉1756番地 郵便番号 899-7492

電話番号 099-474-1111 (内線 424)